

## 選挙人名簿の縦覧・閲覧制度等の運用実態について

### (集計結果の概要)

- ・全 47 都道府県選管を対象に、市区町村選管における選挙人名簿の縦覧・閲覧制度等の運用状況についての調査を実施
- ・調査期間：平成 26 年 7 月 15 日～7 月 31 日

#### (1) 市区町村選管における名簿の調製方法【問 1】

紙媒体による調製	861 件
磁気ディスクによる調製	918 件

#### (2) (1) において磁気ディスクによる調製を行っているとは回答した選管における、選挙人名簿の抄本の閲覧方法（複数回答可）【問 2】

紙媒体による閲覧	836 件
映像面に表示する方法による閲覧	40 件
実績なし	58 件

#### (3) 直近 3 年（平成 23 年、平成 24 年、平成 25 年。以下同じ）の間の選挙人名簿の縦覧の申立の有無【問 3】

37 都道府県において 1703 件の縦覧の申立があった。  
 （平成 23 年 665 件、平成 24 年 529 件、平成 25 年 657 件）

#### (4) 直近 3 年の間の選挙人名簿の登録に関する異議の申出の有無【問 5】

3 都道県において 58 件の異議の申出があり、全てについて正当でないと決定（平成 23 年 選挙人本人に係るもの 1 件、平成 24 年 選挙人本人以外に係るもの 55 件、平成 25 年 選挙人本人に係るもの、選挙人本人以外に係るもの各 1 件）。

※ 平成 24 年の 55 件は全て同一人物によるもの

#### (5) 直近 3 年の間の選挙人名簿の登録に関する訴訟の提起の有無【問 8】

1 県において、選挙人本人以外の名簿登録に関して 1 件の訴訟の提起があり、当該訴訟について原告の訴えは認められず（一審で訴訟は終結）。

#### (6) 直近 3 年の間の選挙人名簿への補正登録の件数【問 12】

調査の請求によるもの	5 件
異議の申出に対する決定又は確定判決によるもの	0 件
その他	471 件

※その他の主な補正登録の原因

- ・ 転出届を提出した者が基準日後に転出取消しを行った
- ・ 投票所の入場券の配布時に選挙人から脱漏の申出があった
- ・ 登録基準日前に刑の執行を終えた者について、その通知が登録基準日後にあった
- ・ 登録基準日前に帰化告示があった者について、その事実を登録基準日後に把握した